

即時口座振替サービスによる接続に関する電子決済等代行業者との契約内容

株式会社福島銀行（以下、「当行」といいます）は、即時口座振替サービスを取扱う以下の電子決済等代行業者との間で、銀行法第 52 条の 61 の 10 で定める事項を含め、契約を締結しています。

1. 契約内容

銀行法第 52 条の 61 の 10 で定める契約内容は、以下の Web ページをご参照ください。

三井住友カード株式会社

https://www.smbc-card.com/mem/company/denshi_sokuji.jsp

2. 契約締結済の電子決済等代行業者（50 音順）

電子決済等代行業者名
三井住友カード株式会社

（2026 年 7 月 1 日現在）

以上